

秋田市告示第31号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同政令の規定による、改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間